

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和6年10月14日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開催日時	令和6年10月14日（月） 午前10時00分から 午前10時11分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館5階 502会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和6年10月14日(月)

午前10時00分から

午前10時11分まで

朝霞市役所 別館5階 502会議室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

衆議院議員総選挙関係

議案第38号 登録の移替えの延期を定めることについて

議案第39号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第40号 事務従事者の委嘱について

選挙人名簿関係

議案第41号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第42号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人名簿関係

議案第43号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

- 5 その他
- 6 閉会

出席委員(4人)

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	金 子 智 恵 子
委 員	藤 井 尚 夫

欠席者なし

事 務 局	選挙管理委員会事務局長	神 頭 勇
事 務 局	選挙管理委員会事務局次長	高 橋 陸 至

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会臨時会次第
- ・ 議案第 38 号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・ 議案第 39 号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第 40 号 事務従事者の委嘱について
- ・ 議案第 41 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 42 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 6 年 10 月 14 日選挙時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 43 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

本日は、祭日にもかかわらず臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定によりまして、加藤委員長職務代理にお願いいたします。

○加藤委員長代理

分かりました。よろしくお願いいたします。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第38号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。

衆議院議員総選挙関係でございます。

初めに「議案第38号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第38号、登録の移替えの延期を定めることについて。

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間。

令和6年10月9日から令和6年10月27日まででございます。

こちらにつきましては、選挙人名簿について、市内で転居をされた方においても、10月9日から選挙当日の10月27日までの間においては、選挙人名簿の住所は移転しないといった取扱いでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第38号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第39号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第39号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第39号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。

10月16日から10月26日までの間、「朝霞市役所内」と「朝霞台出張所内」の期日前投票所

において、いずれも二人ずつ選任するものでございます。

主に、こちらの立会人につきましては、明るい選挙推進協議会の方に依頼をいただいて、推薦していただいた方でございます。あとは、1人、公募で登録されている方も含まれてございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第39号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 衆議院議員総選挙関係

議案第40号 事務従事者の委嘱について

○細田委員長

次に、「議案第40号 事務従事者の委嘱について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第40号、事務従事者の委嘱について。

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における事務従事者を、別紙のとおり委嘱することについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

事務従事者につきましては、別紙から数ページ続いている一覧表が、後ろに付いてございます。

投票所につきましては、第1区から第23区の投票所において、いずれも投票管理者含めて10人でございます。また、本部については、30人という形で構成しているものでございます。

併せまして、投票については260人。また、開票につきましては、市職員141人と派遣スタ

ツフ69人で、合計210人で構成してございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑を終結いたします。

議案第40号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり承認されました。

◎4 議題 選挙人名簿関係

議案第41号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第42号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、選挙人名簿関係でございます。「議案第41号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第42号 選挙人名簿から抹消することについて」は、関連がございますので一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第41号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法第22条第2項により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、524人。女、405人。計、929人でございます。

続きまして、次のページの議案第42号でございます。

議案第42号、選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので、選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、410人。女、370人。計、780人でございます。

次のページを御覧ください。

まず、選挙人名簿への登録についてでございますが、転入の要件といたしましては、令和6年6月2日から令和6年7月14日までに転入の届出を朝霞市に提出された方が対象でございます。一方、年齢につきましては、平成18年9月3日から平成18年10月28日までに生まれた方が対象でございます。

続きまして、選挙人名簿からの抹消の関係でございますが、転出等の要件につきましては、令和6年5月1日から令和6年6月13日までの間の移動でございます。また、死亡につきましては、令和6年9月2日から令和6年10月14日までの方が対象となっております。

次のページを御覧ください。

その結果、10月14日現在の選挙人名簿登録者数でございますが、第1投票区から第23投票区までの合計で、男5万9,764人、女5万9,629人、合計11万9,393人となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、まず議案第41号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第41号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第42号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第42号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎4 議題 在外選挙人名簿関係

議案第43号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

○細田委員長

次に、在外選挙人名簿関係でございます。「議案第43号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第43号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和6年10月14日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男2人、女1人、計3人でございます。

対象者等につきましては、次のページを御覧ください。

令和6年10月10日から令和6年10月14日までに登録されるべき方が記載してございます。

この登録の結果につきましては、次の次のページを御覧いただきますと、在外選挙人名簿登録者数ということで、上の方に記載してございますが、本日現在、在外選挙人名簿登録者数は、男、52人。女、55人。計、107人となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第43号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり承認されました。

◎5 その他

○細田委員長

日程5「その他」でございます。

委員の方から、何か意見なり気が付いたことがありましたら、お願いします。

よろしいですか。

(ありません、の声)

ないようでございます。

事務局の方から、何かございますか。

○事務局・高橋局次長

ございません。

◎6 閉会

○細田委員長

その他はないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。